

⑥2021年10月の市との みなし資格についてのやりとり

(機関紙11月号掲載済原稿)

今回の処分について、我々は大きく憤っています。

処分の原因とされるのは、①「ヘルパー業務を資格がないヘルパー(みなし資格のまま)にやらせた」ということと、②2010年3月の重度訪問介護への切り替え時から、請求時間を不正に請求している、という2点です。

これまで何度も表明しているように、この資格のことや請求時間数については、2000年代から始まる市との話し合いによって、我々は市からの提案があつて合意した上で行ってきました。

つまり、逆に言えば、それが問題だというのはならば、市はそのことを認識したまま、今回の処分までこの問題を放置したということでもあります。

今回の処分は、いきなりハシゴを外された気持ちであり、我々は市は信義則に反していると考え、今回の処分について不服を申し立てています。

市は、今回の処分の記者発表で、資格の問題などについて「今回の監査と通報で知った」というようなことを言っています。

その具体的な日時については、通報があつたのが(市の発表によれば)2022年9月、監査があつたのが2023年2月ということになります。

つまり、「それまで知らなかった」ということにして、我々が勝手にこれらの「悪事を働いた」というシナリオを作りたかつたのだと思えます。

じゃなければ、市はその前から知っていた、ということになり、その間の市の対応が問題になるからです。

しかし、ずっと表明してきているように、これまで話し合いを重ねた結果としてこれらを我々はやってきたのです。

そもそも監査などの場面でも資格の件も確認してきました。

請求時間数の不正というのも、そもそも市と協議して決めた時間数を超えての請求はできないのです。

不正じゃなく、実際に70時間の外出があつても、50時間と決められていたら、請求書自体を50時間に書き直させられるんです。

だから、不正に過剰に請求することは不可能。

それは、市との協議が前提になければできないわけです。

それでずっとこれまで問題なくやって来たこと自体が、市との協議があつたことを示しています。

つまり、状況から見ても市がその前の期間に知らないはずがないのです。

ちなみに、こちらが記録したモノは残っているのに、市にそれらの記録がない(書類保管の期限が切れている)ということ、それらのことを

「なかった」とするのはちょっと乱暴です。

いや、もし、知らないとしたら、それは「引き継ぎがされていない」ということであり、福祉行政としては致命的とも考えます(8月発表の「②報道を見ての見解」参照)。

今回指摘するのは、2021年の10月の市とのやりとりについてです。

つまり、報道発表によれば、市が「知らなかったはずの期間」ということになります。

この時、実は助成金をもらうために、我々は市に「意見書」を書いてもらわなければならぬ状況でした。その助成金の応募要項には「市町村長の意見書」というのが必要、とあつたからです。

で、それを書いてもらうために福祉課に問い合わせをしました。

10月18日に、その件を福祉課に問い合わせ、電話口で「意見書を書くかどうか検討する」との返事。

20日に、Gなる職員から連絡があり、もう一度状況を説明。

その日のうちに、このGから最終的に、「介助者に資格とらせるなら意見書書く」といわれました。

その電話でのやりとりの中で、「意見書書くにあたり、介助派遣システムという法人が、ちゃんとした法人か、ということも鑑みて意見書を書く、というようなことではあるのだけど、うちがずっと資格とってないので、これからもこのままだと認められない。」SとかY(共に前にいた職員)の頃から(資格の)話はあつたと思うのですけど」とも。

また、「資格の説明をしにそちらに伺ってもいい」とも言っていました。

た。

20日の電話は以上で、「上司にもう一度相談します」ということで終了。

翌21日に、最終的に「令和6年9月末で、システムの事業所としての期限が切れるので、その後も事業を続けるなら更新しなければならぬが、そのときまでに、資格を取ると約束できるなら、今回の意見書を書く」との条件を出されました。

で、その時点ではすぐに約束は出来ない(そもそも意見書の締め切りが迫っており、こちらには検討する時間がなかった)ので、意見書については諦めました。

このやり取りを振り返れば、つまり、この時点で、少なくともみなし資格のママやっていることは市は知っていたはずなんです。

ただし、市との2000年代から続く話し合いの経緯、その理屈、意義などについてはわかっていないようにも思います。

つまり引き継ぎが成されていない、ということではありますが、少なくとも、みなし資格でやっていたという状況は彼らは認識していたということになります。

つまり、今回の処分についての報道発表は虚偽であるし、「知らなかった」という前提はそもそも成り立ちません。

知った上で、いや、話し合いを重ねて、互いに同じ認識の上でやってきたことなのです。

それを急に今回の処分というのは、これまでの「障害当事者にとって介助はいかにあるべきか」という話し合いを無視し、信義則に反してい

ます。

我々は、今回のことが、実際に法に触れる、ということであるのなら、処分は仕方ないことなのかもしれない、とも思っています。

が、一方で、それを我々が一方的に悪事を働いた、というようにされてしまうのは事実ではないし、それは「障害者の介助のあり方」というこれまでの話し合いをまったくなかったことにもなっています。

市はこれらの状況を認識していたはずだし、話し合いの上で成されたことを我々はやって来ただけです。

それを一方的に「我々が勝手にやった」かのように発表されていることに、大きく憤っています。(介助派遣システム)